

別表第 1

指定金融機関における収納金の付替

- (1) 県庁支店 ————— 総括店（翌営業日入金）
ただし、国庫支出金等で日本銀行小切手により納付を受けたもの及び各省庁依頼分等で口座振込により納付を受けたもののうち、1 件 3 千万円以上の収納金にあっては、即日宮城県名義の預金口座に入金しなければならない。この場合において、別段預金元帳（収入）の記載を省略することができるものとする。
- (2) 仙台市内 ————— 総括店（翌営業日入金）
- (3) 仙台市外 ————— 総括店（翌々営業日入金）
- (4) 平支店、小名浜支店、原町支店、相馬支店、郡山支店、
大宮支店及び東京都内の各支店 } ——— 総括店
（3 営業日入金）
- (5) 札幌支店、秋田支店、山形支店、盛岡支店、北上支店、
福島支店、名古屋支店及び大阪支店 } ——— 総括店
（4 営業日入金）

別表第2

指定代理金融機関における収納金の付替

1 仙台銀行

- (1) 仙台市内の各本支店並びに高砂支店、
多賀城支店、利府支店及び東京支店

翌営業日 10 時まで

本店經由

取りまとめ店
(七十七銀行)
- (2) 中田町支店、津谷支店及び歌津支店

翌々営業日 10 時まで

本店經由

取りまとめ店
(七十七銀行)
- (3) 上記以外の支店

翌々営業日
10 時まで

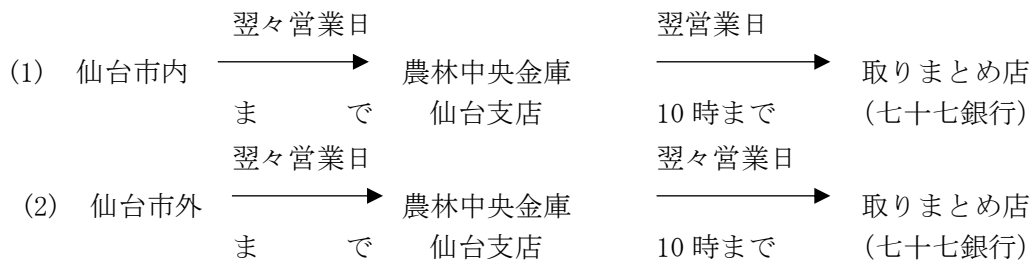
取りまとめ店 (七十七銀行)

注) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第一によって処理する。

別表第3

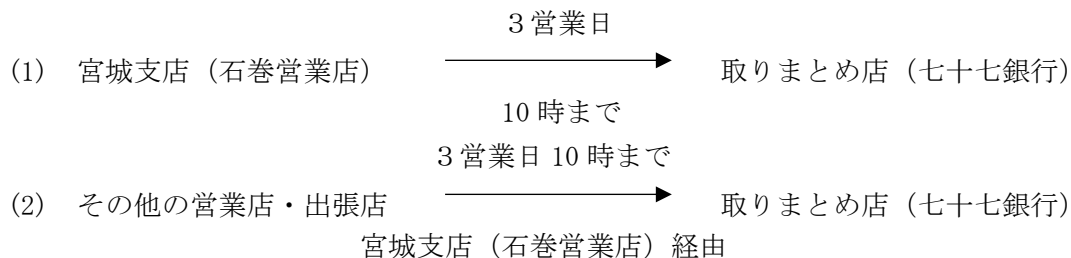
収納代理金融機関における収納金の付替

1 農業協同組合



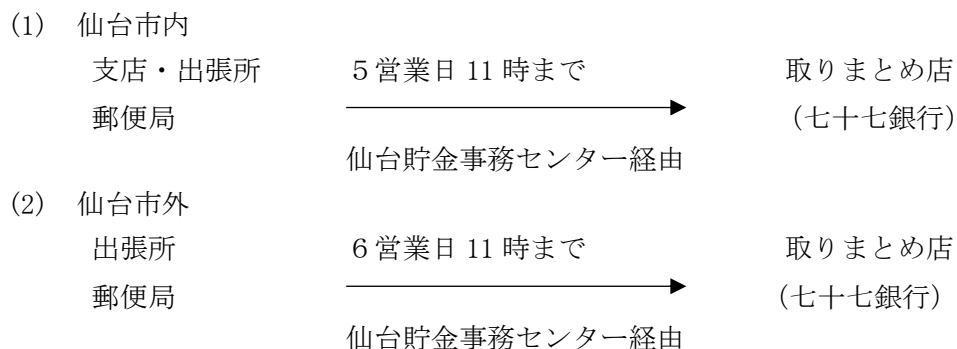
注) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第1によって処理する。

2 東日本信用漁業協同組合連合会



注) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第1によって処理する。

3 株式会社ゆうちょ銀行



注1) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第1によって処理する。

注2) 島しょ部の郵便局にあっては、気象状況の悪化により船便が欠航した場合は、上記によらないことができる。

注3) 証券(金融機関が発行したものを除く。)による収納にあっては、上記営業日に3営業日をそれぞれ加える。

4 前記以外の金融機関

- | | | |
|---------------------------------------|----------------------|---------------|
| (1) 仙台市内の本支店
(自行本〔母〕店経由を含む。) | 翌営業日
→
10 時まで | 取りまとめ店（七十七銀行） |
| (2) 仙台市外の本支店（宮城県内）
(自行本〔母〕店経由を含む。) | 翌々営業日
→
10 時まで | 取りまとめ店（七十七銀行） |
| (3) 宮城県外の本支店
(自行本〔母〕店経由を含む。) | 5 営業日
→
10 時まで | 取りまとめ店（七十七銀行） |

注 1) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第 1 によって処理する。

注 2) 株式会社三井住友銀行仙台支店における県立高等学校授業料の口座振替による収納金にあつては、上記(1)中「翌営業日」とあるのは、「4 営業日」とする。

注 3) 株式会社山形銀行における収納金にあつては、上記(1)中「翌営業日」を「3 営業日」とする。

別表第4

帳 票 及 び 証 拠 書 類

区 別	指 定 金 融 機 関				指定代理 金融機関	収納代理 金融機関	該当条項
	総括店	取扱店	取りま とめ店	その他			
1 帳 票							
別段預金元帳 （ 収 入 ）			○	○	○	○	14、23
歳 入 金 月 計 突 合 表	○						17
歳 出 金 月 計 突 合 表	○						17
歳入歳出外現金 月 計 突 合 表	○						17
収入金集計表 （ 記 入 帳 ）	○						23
収入金払込書			○				23
収 入 金 払 込 領 収 書					○	○ 農協以外	23
県税等払込書						○ 農林中金	23
県 税 等 払 込 領 収 書						農協 ○	23
別段預金元帳 （ 支 出 ）					○		37
支払等内訳書	○						40
歳出支払未済 繰越金歳入組入 報 告 票	○						41
2 証拠書類							
指定金融機関等 印 鑑 届	○	○	○	○	○	○	7
預金組替通知書	○						11、37
公 金 振 替 書	○						12、33

区 別	指 定 金 融 機 関				指定代理 金融機関	収納代理 金融機関	該当条項
	総括店	取扱店	取りま とめ店	その他			
訂 正 通 知 書	○						13
預 金 日 報	○						16
収入証紙請求書	○			○ 控			18
収入証紙送付書				○	○		18
収入証紙受払 残 高 報 告 書	○			○ 控	○		18
収 納 票				○ 収納店	○	○	23、24
公 金 払 込 高 通 知 書	○					○ ゆう ちょ銀行	23、24
小 切 手 不 渡 報 告 書 (総括店提出用)	○						29
支 払 請 求 書	○						30、35、36 37、38、39
支 払 方 法 別 明 細 書	○						30、35、36
支 払 証		○					34
支 払 通 知 書				○ 支払店	○ 支払店		35、39
給 与 支 払 資 金 計 算 書	○						37
小 切 手 振 出 済 通 知 書	○						40
支払訂正請求票	○						43
返 納 票				○ 収納店	○	○	44